

行方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、行方市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する

令和 3 年 9 月 1 日

行方市長職務代理者 永 峰 英 明

行方市人事行政の運営等の状況の公表

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

① 採用者数(令和 2 年度)

単位:人

区 分	試 験 採 用	選 考 採 用	再 任 用	計
一般行政職	8	3	9	20
技能労務職	0	0	0	0
計	8	3	9	20

② 退職者数(令和 2 年度)

単位:人

区 分	定 年	勸 奨	普 通	死 亡	免 職	再任用	計
一般行政職	9	1	0	0	1	5	16
技能労務職	2	0	0	0	0	1	3
計	11	1	0	0	1	6	19

※再任用には短時間勤務職員を含んでいません

(2) 公益法人等への派遣状況

公益法人等への派遣状況(令和 2 年度)

単位:人

派 遣 先	人数
行方市開発公社	2
行方市社会福祉協議会	1
茨城県土木部鉾田工事事務所	1
茨城租税債権管理機構	1
茨城県営業戦略部観光物産課	1
鹿行広域事務組合	1
株式会社鹿島アントラーズ	1
計	8

(3)職員数の状況

①職員数の状況(各年4月1日現在)

単位:人

区 分	定 数	令和2年	令和3年	増 減 数
議 会	5	4	4	0
市長部局	326	242	242	0
教育委員会	122	56	55	△1
農業委員会	7	5	4	△1
公営企業	11	14	14	0
計	471	321	319	△2

②部門別職員数の推移(各年4月1日現在)

単位:人

区 分	令和2年	令和3年	増 減 数
議 会	4	4	0
総 務	89	88	△1
税 務	20	20	0
農 林 水 産	23	22	△1
商 工	8	7	△1
土 木	22	23	1
民 生	33	34	1
衛 生	33	34	1
一般行政部門計	232	232	0
教 育	56	55	△1
特別行政部門計	56	55	△1
水 道	7	7	0
下 水 道	7	7	0
そ の 他	19	18	△1
公営企業等会計部門計	33	32	△1
合 計	321	319	△2

※ 公営企業等会計部門のその他には、国保事業・介護保険事業が入っています。

③年齢別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

単位:人

区 分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男 性	1	20	23	77	62	8	191
女 性	1	34	25	30	28	10	128
計	2	54	48	107	90	18	319

2. 職員の人事評価の状況

(1) 評価の方法(令和3年4月1日現在)

区 分	内 容
能力・態度評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する
実績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の実績を客観的に評価する

(2) 評価の期間(令和3年4月1日現在)

区 分	内 容
能力・態度評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで
実績評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで

3. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢(令和3年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	320,500円	44.3歳
技能労務職	303,400円	55.5歳

※「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	行 方 市	国	
一般行政職	大学卒	188,700円	182,200円
	短大卒	168,900円	—
	高校卒	154,900円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満
一般行政職	大学卒	270,300円	318,800円	342,700円
	短大卒	247,600円	295,800円	345,900円
	高校卒	236,800円	312,700円	328,800円

(4) 主な職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	行 方 市			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
期末手当	6月期 1.275月分	0.95月分		6月期 1.275月分	0.95月分	
勤勉手当	12月期 1.275月分	0.95月分		12月期 1.275月分	0.95月分	
	計 2.55月分	1.90月分		計 2.55月分	1.90月分	

※ 上記手当には役職段階別加算措置があります。(5~15%)

区 分	内 容
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員のうち、市規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給
扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関等を利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給

(5) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日)

区 分	給料・報酬の月額		期末手当	
市 長	給 料	775,000円	6月期	1.675月分
副 市 長		598,000円	12月期	1.675月分
教 育 長		546,000円	計	3.35月分
議 長	報 酬	360,000円	6月期	1.60月分
副 議 長		306,000円	12月期	1.75月分
議 員		288,000円	計	3.35月分

(6) 職員の級別職員数等の状況(令和3年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成率
1級	1 主事又は技手の職務 2 教諭の職務	45人	14%
2級	1 主任又は技師の職務 2 困難な業務を処理する教諭の職務	45人	14%
3級	1 係長の職務 2 主幹又は技幹の職務 3 主任教諭の職務	83人	26%
4級	1 困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する主幹又は技幹の職務 3 困難な業務を処理する主任教諭の職務	57人	18%
5級	1 課長補佐の職務 2 室長, 所長, 館長又は園長の職務 3 主査の職務	54人	17%
6級	1 課長の職務 2 参事の職務	27人	8%
7級	1 部長の職務 2 教育部長の職務 3 議会事務局長の職務 4 会計管理者の職務 5 理事の職務	8人	3%
合 計		319人	100%

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和3年4月1日現在)

○勤務時間: 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた
7時間45分

○休憩時間: 午後零時から午後1時まで

○週休日: 日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)

※ 特別の勤務に従事する職員については、上記とは異なります。

(2)休 日(令和3年4月1日現在)

- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日)

(3)休 暇(令和3年4月1日現在)

○年次休暇

- ・1月1日を基準にして、1年について20日
- ・年の途中において新たに職員となるもの等は、当該年における在職期間に応じた日数(例:4月1日採用者は15日となります)

○療養休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ・公務による場合……1年以内において、必要と認める期間
- ・私事による場合……90日以内において、必要と認める期間

○特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして市規則で定める場合

- ・必要と認められる期間

○介護休暇

職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

- ・3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間
- ・勤務しない期間は(時間)は無給

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況(令和2年度)

単位:件

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	1	—	1
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	0

②懲戒処分状況(令和2年度)

単位:件

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	—	—	—	—	0
一般服務違反関係	—	—	—	—	0
一般非行関係	—	—	—	—	0
収賄等関係	—	—	—	—	0
道路交通法違反	—	—	—	1	1
監督責任	—	—	—	—	0

6. 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業等の取得状況(令和2年度)

① 育児休業の取得者数(令和2年度新規取得者)

単位:人

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間別の内訳					
		6月 以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え2年 以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え
男性職員	1	1	0	0	0	0	0
女性職員	3	0	1	1	0	1	0
計	4	1	1	1	0	1	0

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。(育児休業の期間中は、給与は支給されません。)

② 介護休暇の取得者数(令和2年度新規取得者)

単位:人

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間別の内訳					
		1月 以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

7. 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定に基づき、現役職員が、営利企業等に再就職した元職員から、契約等事務に関し職務上の行為をする(しない)ように依頼又は要求を受けた場合、現役職員は受けた後遅滞なく公平委員会に届出することとしています。

8. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況(令和2年度)

研 修 名		研修対象者	研修日数	受講者数
基本 研 修	新規採用職員共同研修	令和2年度新規採用職員	3日	8人
	職員第1部研修	採用後3年目の職員	3日	9人
	職員第2部研修	採用後5年目の職員	2日	10人
	職員第3部研修	採用後7年目の職員	2日	8人
	第4部職員課程	概ね31~33歳までの非役付職員	2日	1人
	新任係長課程	係長級に昇任した職員	2日	9人
	現任係長研修(OJT)	係長職3年以上の職員	2日	2人
	現任係長研修(CSマーケティング)	係長職3年以上の職員	2日	2人
	新任課長補佐課程	課長補佐級に昇任した職員	1日	15人
	新任課長課程	課長級に昇任した職員	1日	8人
専 門 研 修	公務窓口接遇研修	一般職員	1日	3人
	カウンセリングマインド養成研修	監理・監督者級の職員	1日	3人
	法制執務研修	一般職員	3日	2人
	法制執務講座		3日	2人
	民法講座		4日	1人
	イクボス研修		1日	中止
	メンター研修		1日	4人
	地域力創造研修	一般職員	2日	1人
	女性活躍推進研修	女性職員	1日	2人
	事業のスクラップ講座	一般職員	1日	2人
	プレゼンテーション能力強化研修	一般職員	1日	2人
	クレーム対応能力向上講座	一般職員	2日	2人
	危機管理講座	係長級以上の職員	2日	2人
	女性職員キャリアデザイン講座	採用2年目以降の女性職員	2日	2人
地方公会計基礎講座	一般職員	2日	1人	
ファンリテーション研修	一般職員	2日	2人	
自 主 研 修	債権管理回収研修会	全職員	半日	34人
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応研修会	全職員	半日	43人
合 計			50日	180人

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合（茨城県市町村職員共済組合）の組合員となっています。共済組合は、職員とその家族の病気や出産等に対する給付や年金の支給を行っています。また、福祉事業として、生活習慣病健診の実施や人間ドックへの助成、外部委託による福利厚生事業や住宅資金等の貸付等の各種事業を行っています。※幼稚園教諭は、公立学校共済の組合員。

(2) 健康診断等実施状況(令和2年度)

事業	実施内容	受診者数
各種健康診断等	生活習慣病健診	203人
	人間ドック	122人
	胃がん検診	2人
	肺がん検診	73人
	大腸がん検診	78人
	子宮がん検診	0人
	乳がん検診	0人
	前立腺がん検診	41人

(3) 公務災害補償の状況(令和2年度)

区分	認定件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

(4) 利益の保護の状況(令和2年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
審査請求	1件

※ 地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置の要求又は審査請求の状況です。

10. 職員採用試験の状況

○令和2年度職員採用試験(一般行政職)の状況

受 付 令和2年8月3日(月)～8月31日(月)

一次試験実施日 令和2年10月18日(日)

二次試験実施日 令和2年11月28日(土)～令和2年11月29日(日)

試験区分	受験申込者数	最終合格者	採用者数
大学卒	85人	9人	8人